

令和6年第10回さつま町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和6年10月21日(月) 午前9時30分～10時55分

2 開催場所 さつま町役場本庁別館3階大会議室

3 出席者

(1)農業委員(8名)

1番	吉留 義晃	2番	南原 奈美子
3番	赤崎 敬一郎	4番	濱田 誠
5番	前野 浩司	6番	満園 和徳
7番		8番	
9番	坂元 兼一	10番	池山 準一

(2)推進委員(21名)

11番	下田 保幸	12番	兒玉 伸一郎	13番	野間 菊昭
14番	池之野 智幸	15番		16番	水流 新藏
17番		18番	宮田 裕司	19番	竹井 好博
20番	長福 次美	21番	田上 政喜	22番	徳留 伸一
23番	東條 好廣	24番		25番	大野 恵美
26番	堀之内 睦	27番	上屋敷 守	28番	大迫 勝哉
29番		30番	山口 治幸	31番	狩宿 悦男
32番	宮脇 純久	33番	肝付 兼久	34番	坂元 智一
35番	村上 一徳				

(3)職員(7名)

事務局長	松山 明浩
事務局長補佐兼農地係長	片野 好文
農地係主査	堀口 浩二
農地係主査	下牧瀬 嘉子
農林課主事	杉元 優理
担い手支援室担い手支援係長	下大迫 誠
農地中間管理事業推進員	外川内 勉

4 欠席農業委員(2名)

7番	山内 美千代	8番	山崎 博文
----	--------	----	-------

5 会次第

- (1)議案第1号 農地法第3条許可(農委)申請について (3件)
- (2)議案第2号 農地法第5条許可申請について (2件)
- (3)議案第3号 農業振興地域内農用地利用計画の変更案に係る意見について (2件)
- (4)議案第4号 農用地利用集積計画について (4件)
- (5)議案第5号 農用地利用集積等促進計画案に係る意見について (25件)
- (6)議案第6号 非農地証明願について (2件)

6 その他

事務局長	ただ今から令和 6 年第 10 回総会を開会いたします。 会長のあいさつをお願いします。
会長	(あいさつ)
事務局長	ありがとうございました。 それでは、本日の出席人員報告をいたします。 本日は、7 番山内委員、8 番山崎委員より欠席の申し出がありましたので、ご報告いたします。出席委員は 10 名中 8 名で、定足数に達していますので、総会は成立しております。 また、推進委員 25 名のうち、15 番久保崗委員、17 番内村委員、24 番平島委員、29 番竹之内委員から欠席の申し出があり、21 名の出席をいただいております。以上で出席人員の報告を終わります。 それでは、審議をお願いいたします。会長に議長をお願いします。
議長(会長)	それでは、審議を開始します。 本日の議事録署名者の指名をいたします。 議事録署名者は、4 番濱田誠委員、5 番前野浩司委員をお願いいたします。 なお、これまでと同じく、担当農地利用最適化推進委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。発言の際は挙手し、座席番号を言い、議長の許可を得てから、起立し発言くださるようお願いします。 次に事務局より会務報告をお願いいたします。
事務局長	「会務報告の朗読及び説明」
議長	ただ今の会務報告について、何かご意見ご質問はありませんか。 (なしの声あり) 無いようですので、会務報告を終わります。 それでは、1 ページから 2 ページ、議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」を議題といたします。 事務局の議案説明をお願いします。
事務局 (堀口)	議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」説明 10-1 番 所在：二渡字 番 1、田、農振農用地区域内、997 m ² 、所在：二渡字 番 2、田、農振農用地区域内、502 m ² 、所在：二渡字 番 1、田、農振農用地区域内、1,219 m ² 、所在：二渡字 番、畑、農振農用地区域外、159 m ² 、所在：二渡字 番 2、田、農振農用地区域内、152 m ² 、所在：二渡字 番、田、農振農用地区域内、1,417 m ² 、所在：二渡字 番 1、畑、農振農用地区域外、98 m ² 、所在：二渡字 番 1、畑、農振農用地区域外、101 m ² 、所在：二渡字 番、畑、農振農用地区域外、287 m ² 、所在：二渡字 番、田、農振農用地区域内、647 m ² 、所在：二渡字 番 1、畑、農振農用地区域内、581 m ² 、所在：二渡字 番 1、畑、農振農用地区域外、80 m ² 、所在：二渡字 番 1、畑、農振農用地区域内、233 m ² 、所在：二渡字 番 2、畑、農振農用地区域内、79 m ² 、所在：二渡字 番 1、畑、農振農用地区域内、26 m ² 、所在：二渡字 番 1、畑、農振農用地区域外、625 m ² 、所在：二渡字 番、畑、

事務局 (堀口)	農振農用地区域外、611 m²、所在：二渡字■■■■番 2、畑、農振農用地区域外、227 m²、贈与による所有権移転 10-2 番 所在：平川字■■■■番 1、田、農振農用地区域内、817 m²、売買による所有権移転 10-3 番 所在：宮之城屋地字■■■■番 4、田、農振農用地区域内、449 m²、所在：宮之城屋地字■■■■番 5、田、農振農用地区域内、431 m²、所在：宮之城屋地字■■■■番、田、農振農用地区域内、1,137 m²、売買による所有権移転 以上農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断し提案いたします。
議長	ただ今の議案説明に関連しまして、担当推進委員の方から、補足説明をお願いします。10-1 番、お願いします。
22 番委員	これは、親から子へ贈与する分です。数が多くてちょっと時間がかかったんですけれども、区画整理された田で、進入路、境界、用排水等しっかりしたところでした。ここから外した分で、畑があったんですけど、みかん山で杉を植えてあって非農地で調査するということです。あとは、問題ありませんでした。よろしくお願いします。
議長	10-2 番、お願いします。
19 番委員	渡人の■■■さんは■■■市に家を建てておられまして、平川にある土地を全部処分すると考えていらっしゃるそうです。受人の■■■さんが、平川字■■■■番 1 の近くに田んぼを所有されておりまして、相談をしたところ話がまとまって、■■■さんから■■■さんに渡ることになりました。境界等は、構造改善田で、耕作をされておりましたので、何も問題は無いと思います。以上です。
議長	10-3 番、お願いします。
11 番委員	譲渡人の■■■さんは現在、■■■市に住んでおられます。譲受人の■■■さんは 3 年前から、その空き家を■■■さんから借りておられます。現在も借りていらっしゃいます。今回、■■■さんが、その家と周辺の田んぼを一緒に売りたいということで申請されたそうです。この田んぼ、畑みたいになっているんですけれども、家の周りに隣接して、3 筆あります。今までは、■■■さんが■■■市内からたまに来て、管理されていたそうです。■■■番 4 と■■■番 5 の田んぼ 2 筆は野菜など植えられていたそうです。■■■番は少し果樹などを植えてありました。今後は、■■■さんが野菜と果樹等を、できる範囲でされるそうです。進入路、境界、排水路については、問題無いと思いました。よろしくお願いします。
議長	ただ今の議案説明及び補足説明等について、ご意見・ご質問はありませんか。 (なしの声あり) よろしいですか。それでは、採決いたします。議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」の 10-1 番から 3 番は、許可することに賛成の方は挙

議長

手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第1号「農地法第3条許可申請について」の10-1番から3番は、許可することに決定いたします。

次に、3ページ、議案第2号「農地法第5条許可申請について」の10-1番を議題といたします。

なお、4ページ、議案第3号「農業振興地域内農用地利用計画の変更案に係る意見について」の1番は関連がありますので、一括してご審議くださるようお願いします。

事務局の議案説明をお願いします。

事務局
(片野)

議案第2号「農地法第5条許可申請について」の10-1番について説明

所在：虎居字■■■■番1、田、農振農用地区域内、400㎡、地種：農振除外後第2種農地、形態：転用、用途：一般住宅用地、施設：一般住宅、施設面積：100.31㎡、申請事由：申請地を譲り受け（売買）、一般住宅を建築したい。

関連部分の4ページ、議案第3号「農業振興地域内農用地利用計画の変更案に係る意見について」の1番説明

申請内容を審査したところ、申請内容に不都合はなく妥当性があると判断し、提案するものであります。

議長

ただ今の議案説明に関連しまして、担当推進委員の方から、補足説明をお願いします。

12番委員

申請地は、■■■■の町道横でありまして、周りには畑と住宅、田んぼが一部ありました。進入路、排水、区画もしっかりされていました。ただ、昔田んぼだったということで、少し地面が低いので、かさ上げをされて建築されるそうです。以上です。

議長

次に、農地法に基づく農地転用申請に対する意見書兼審査表案について、事務局の説明をお願いします。

事務局
(片野)

農地転用申請に対する農業委員会の意見書兼審査表（案）説明

総合意見としまして、許可相当。ただし、申請地について、農振除外の決定があった場合に限る。なお、申請地内に贈与税及び相続税の納税猶予の適用を受けている農地はありません。

議長

ただ今の議案説明及び補足説明等について、ご意見・ご質問はありませんか。

(なしの声あり)

よろしいですか。それでは、採決いたします。議案第2号「農地法第5条許可申請について」の10-1番は、農振除外を条件として許可することに賛成の方、併せて議案第3号「農業振興地域内農用地利用計画の変更案に係る意見について」の1番は、農振除外を承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第2号「農地法第5条許可申請について」の10-1番は、農振除外を条件として許可することに決定いたしました。

議長	また、議案第 3 号「農業振興地域内農用地利用計画の変更案に係る意見について」の 1 番は、農振除外を承認することに決定いたします。 次に、3 ページ、議案第 2 号「農地法第 5 条許可申請について」の 10-2 番を議題といたします。 なお、4 ページ、議案第 3 号「農業振興地域内農用地利用計画の変更案に係る意見について」の 2 番は関連がありますので、一括してご審議くださるようお願いします。 事務局の議案説明をお願いします。
事務局 (片野)	議案第 2 号「農地法第 5 条許可申請について」の 10-2 番について説明 10-2 番 所在：虎居字■■■■■番 4、田、農振農用地区域内、349 m²、地種：農振除外後第 2 種農地、形態：転用、用途：倉庫用地、施設：倉庫、施設面積：70.00 m²、申請事由：申請地を譲り受け（売買）、倉庫を建築したい。 関連部分の 4 ページ、議案第 3 号「農業振興地域内農用地利用計画の変更案に係る意見について」の 2 番説明 申請内容を審査したところ、申請内容に不都合はなく妥当性があると判断し、提案するものであります。
議長	ただ今の議案説明に関連しまして、担当推進委員の方から、補足説明をお願いします。
12 番委員	先ほどの虎居字■■■■■番 1 の件の隣りになりまして、ここも道路の横にあって進入路もあって、区画もしっかりしています。■■■■■の工場の隣りということで、問題は無いと思います。
議長	次に、農地法に基づく農地転用申請に対する意見書兼審査表案について、事務局の説明をお願いします。
事務局 (片野)	農地転用申請に対する農業委員会の意見書兼審査表（案）説明 総合意見としまして、許可相当。ただし、申請地について、農振除外の決定があった場合に限る。なお、申請地内に贈与税及び相続税の納税猶予の適用を受けている農地はありません。
議長	ただ今の議案説明及び補足説明等について、ご意見・ご質問はありませんか。 （なしの声あり） よろしいですか。それでは、採決いたします。議案第 2 号「農地法第 5 条許可申請について」の 10-2 番は、農振除外を条件として許可することに賛成の方、併せて議案第 3 号「農業振興地域内農用地利用計画の変更案に係る意見について」の 2 番は、農振除外を承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。 （全員挙手） 全員賛成ですので、議案第 2 号「農地法第 5 条許可申請について」の 10-2 番は、農振除外を条件として許可することに決定いたしました。 また、議案第 3 号「農業振興地域内農用地利用計画の変更案に係る意見について」の 2 番は、農振除外を承認することに決定いたします。 次に、5 ページから 6 ページ、議案第 4 号「農用地利用集積計画について」

議長	の農用地利用集積計画書、集積計画総括表（所有権の移転）について、事務局の説明をお願いします。
事務局 （下牧瀬）	議案第４号「農用地利用集積計画について」の５ページ、農用地利用集積計画書、６ページ、集積計画総括表（所有権の移転）について説明（申請取下げ１件あり）
議長	それでは、議案第４号「農用地利用集積計画について」の所有権移転を議題といたします。 本日、出席されています農業委員、推進委員に関わる議事参与制限の案件が１件ありますので、その案件を先に審議いたします。 まず初めに、７ページ、１０-３番を議題といたします。 ■■■■委員の退室をお願いします。{■■■■委員 退室} 事務局の議案説明をお願いします。
事務局 （下牧瀬）	議案第４号「農用地利用集積計画について」の所有権移転の７ページ、１０-３番について朗読及び説明
議長	ただ今の議案説明について、ご意見・ご質問はありませんか。 （なしの声あり） よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第４号「農用地利用集積計画について」の所有権移転の１０-３番は、妥当とすること賛成の方は挙手をお願いします。 （全員挙手） 全員賛成ですので、議案第４号「農用地利用集積計画について」の所有権移転の１０-３番は、妥当とすることに決定いたします。 ■■■■委員の入室をお願いします。{■■■■委員 入室} 次に、７ページから８ページ、議案第４号「農用地利用集積計画について」の所有権移転の、農業委員、推進委員に関わる案件以外の案件を議題といたします。 事務局の議案の説明をお願いします。
事務局 （下牧瀬）	議案第４号「農用地利用集積計画について」の所有権移転の７ページから８ページ、議事参与制限以外の案件について朗読及び説明（１０-４番は、渡人の死亡により申請取下げ）
議長	ただ今の議案説明について、ご意見・ご質問はありませんか。 （なしの声あり） よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第４号「農用地利用集積計画について」の所有権移転の、農業委員、推進委員に関わる案件以外の案件は、妥当とすることに賛成の方は、挙手をお願いします。 （全員挙手） 全員賛成ですので、議案第４号「農用地利用集積計画について」の所有権移転の、農業委員、推進委員に関わる案件以外の案件は、妥当とすることに決定いたします。 次に、９ページ、議案第５号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の農地中間管理権と利用権設定の計画案総括表について、事務局

議長	の説明をお願いします。
事務局 (下牧瀬)	議案第 5 号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の 9 ページ、農地中間管理権と利用権設定の計画案総括表について朗読及び説明
議長	それでは、議案第 5 号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の農地中間管理権と利用権設定を議題といたします。 本日、出席されています農業委員、推進委員に関わる議事参与制限の案件が 10 件ありますので、その案件を先に審議いたします。 まず初めに、10 ページから 11 ページ、10-5 番から 9 番を議題といたします。 ■■■■委員の退室をお願いします。{■■■■委員退室} 事務局の議案説明をお願いします。
事務局 (下牧瀬)	議案第 5 号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の 10 ページから 11 ページ、10-5 番から 9 番について朗読及び説明
議長	ただ今の議案説明について、ご意見・ご質問はありませんか。 (なしの声あり) よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第 5 号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の農地中間管理権と利用権設定の 10-5 番から 9 番は、妥当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手) 全員賛成ですので、議案第 5 号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の農地中間管理権と利用権設定の 10-5 番から 9 番は、妥当とすることに決定いたします。 ■■■■委員の入室をお願いします。{■■■■委員入室} 次に、11 ページ、議案第 5 号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の農地中間管理権と利用権設定の 10-13 番を議題といたします。 ■■■■委員の退室をお願いします。{■■■■委員退室} 事務局の議案説明をお願いします。
事務局 (下牧瀬)	議案第 5 号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の農地中間管理権と利用権設定の 11 ページ、10-13 番について朗読及び説明
議長	ただ今の議案説明について、ご意見・ご質問はありませんか。 (なしの声あり) よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第 5 号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の農地中間管理権と利用権設定の 10-13 番は、妥当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手) 全員賛成ですので、議案第 5 号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の農地中間管理権と利用権設定の 10-13 番は、妥当とすることに決定いたします。 ■■■■委員の入室をお願いします。{■■■■委員入室} 次に、12 ページ、議案第 5 号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見

議長	について」の農地中間管理権と利用権設定の 10-15 番から 16 番を議題といたします。 ■■■■ 委員の退室をお願いします。{■■■■ 委員退室} 事務局の議案説明をお願いします。
事務局 (下牧瀬)	議案第 5 号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の 12 ページ、10-15 番から 16 番について朗読及び説明
議長	ただ今の議案説明について、ご意見・ご質問はありませんか。 (なしの声あり) よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第 5 号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の農地中間管理権と利用権設定の 10-15 番から 16 番は、妥当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手) 全員賛成ですので、議案第 5 号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の農地中間管理権と利用権設定の 10-15 番から 16 番は、妥当とすることに決定いたします。 ■■■■ 委員の入室をお願いします。{■■■■ 委員入室} 次に、12 ページ、議案第 5 号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の農地中間管理権と利用権設定の 10-17 番を議題といたします。 ■■■■ 委員の退室をお願いします。{■■■■ 委員退室} 事務局の議案説明をお願いします。
事務局 (下牧瀬)	議案第 5 号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の 12 ページ、10-17 番について朗読及び説明
議長	ただ今の議案説明について、ご意見・ご質問はありませんか。 (なしの声あり) よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第 5 号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の農地中間管理権と利用権設定の 10-17 番は、妥当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手) 全員賛成ですので、議案第 5 号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の農地中間管理権と利用権設定の 10-17 番は、妥当とすることに決定いたします。 ■■■■ 委員の入室をお願いします。{■■■■ 委員入室} 次に、12 ページ、議案第 5 号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の農地中間管理権と利用権設定の 10-22 番を議題といたします。 ■■■■ 委員の退室をお願いします。{■■■■ 委員退室} 事務局の議案説明をお願いします。
事務局 (下牧瀬)	議案第 5 号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の 12 ページ、10-22 番について朗読及び説明
議長	ただ今の議案説明について、ご意見・ご質問はありませんか。 (なしの声あり)

議長

よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第5号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の農地中間管理権と利用権設定の10-22番は、妥当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第5号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の農地中間管理権と利用権設定の10-22番は、妥当とすることに決定いたします。

■■■■委員の入室をお願いします。{■■■■委員入室}

次に、10ページから13ページ、議案第5号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の農地中間管理権と利用権設定の農業委員、推進委員に関わる案件以外の案件を議題といたします。

事務局の議案の説明をお願いします。

事務局
(下牧瀬)

議案第5号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の農地中間管理権と利用権設定の10ページから13ページ、農業委員、推進委員に関わる案件以外の案件について朗読及び説明

議長

ただ今の議案説明について、ご意見・ご質問はありませんか。

(なしの声あり)

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第5号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の貸借権設定の農業委員、推進委員に関わる案件以外の案件については、妥当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第5号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の農地中間管理権と利用権設定の農業委員、推進委員に関わる案件以外の案件については、妥当とすることに決定いたします。

次に、議案第6号「非農地証明願について」を議題といたします。

事務局の議案説明をお願いします。

事務局
(片野)

議案第6号「非農地証明願について」説明

10-1 番

所在：永野字■■■■番3、畑、農振農用地区域外、148㎡、判定地目：宅地、利用状況：農業用倉庫用地

10-2 番

所在：船木字■■■■番1、田、農振農用地区域外、361㎡、所在：船木字■■■■番3、田、農振農用地区域外、985㎡、所在：船木字■■■■番2、田、農振農用地区域外、521㎡、判定地目：原野、利用状況：耕作放棄地

議長

ただ今の議案説明について、担当推進委員から現地調査の結果報告をお願いします。10-1番、お願いします。

34番委員

現場は倉庫が建っておりまして、昔は養蚕をされていたんですが、コンバイン、乾燥機を入れるために倉庫を建てたということでした。所有者は、■■■■さんとなっておりますが、破産管財人がつきまして、弁護士の案件です。本人は■■■■業をしております、仕事で関東の方に走って、それ

34 番委員	が■■■■■を使っていた関係で突っ込みが入って、もう営業はできないことになったみたいです。破産した状態ですので、農地に倉庫が建っているということで問題になったようです。よろしくお願いいたします。
議長	10-2 番、お願いします。
16 番委員	いずれも長い間、耕作が行われていませんでした。場所は、地図を見てもらいますと、2 筆は国道と町道に挟まれた狭い場所にありまして、もう 1 筆は山間の場所にありまして、農地としての適性は低いと考えられます。また、周囲の農地に対する影響を心配することはありませんので、あらためて耕作する意思もないということでありますので、申請はやむを得ないものと判断いたします。以上です。
議長	ただ今の議案説明及び現地調査の結果報告について、ご意見・ご質問はありませんか。 (なしの声あり) よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第 6 号「非農地証明願について」の 10-1 番から 2 番は、妥当とすることに賛成の方は、挙手をお願いします。 (全員挙手) 全員賛成ですので、議案第 6 号「非農地証明願について」の 10-1 番から 2 番は、妥当とすることに決定いたします。 次に、議題(7)「その他」ですが、委員の皆様から議案はありませんか。 (なしの声あり) 事務局から議案はありませんか。 (ありません。) 無いようですので、以上を持ちまして、議事を終了いたします。 次に、会次第 6 の「その他」で、委員の皆様から、何かありませんか。
11 番委員	農用地利用集積等促進計画に関連して、今後、貸借料を物納することはできなくなるのか。賃貸借を優先するのか。
担い手支援室(下大迫)	農地中間管理機構(公益社団法人鹿児島県地域振興公社)は、物納はできれば避けたい、減らしていきたいと考えている。町としては、物納の場合、相談がいけば、使用貸借で契約していただいて、物納部分はお互いの話し合いで決めていただくようにしたいと考えている。
議長	今後、この件について、何か動きがあったら、農業委員会へ打診していただきたい。 ほかにありませんか。 (なしの声あり) 事務局から事務連絡はありませんか。
事務局	(事務局より協議・連絡事項あり) ・活動記録の徹底について(農家との会話、話し合い参加、利用状況巡視、意向調査、貸したい借りたいアンケートへの支援など) ・先進地研修への参加について(11/26・27 で実施、締切 10/31) ・各地域での非農地調査の実施について(12 月まで、日程調整を)

事務局

- ・各区の農業を考える会について（班内で情報共有、出席依頼など）
- ・令和6年産米の仮渡金価格について（一覧表の配付）
- ・次回総会の開催場所について
- ・地域計画策定に関する各区の話し合いの進捗状況等について（担い手支援室から情報提供）

議長

ただ今の事務局からの説明について、何かございませんか。
無いようですので、以上をもちまして、令和6年第10回総会の全てを終了いたします。ご協力、ありがとうございました。

事務局長

全員ご起立ください。以上で、総会を閉会します。一同礼

以上、会議の顛末を記載し、相違のないことを署名する。

会 長 _____

委 員 _____

委 員 _____